

参 加 要 領

1. 契約に関する事項

- (1) 契約件名 ハイヤーの供給に関する請負契約
- (2) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2. 参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で関東・甲信越地域の資格を有する者、又は当該競争参加資格を有しない者で、申込書等必要書類（以下、「申込書等」という。）の提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登録された者であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
- (5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適切な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 本件に関する以下の参加条件を全て満たしている者であること。
 - ① 特別区・武三交通圏について、道路運送法第4条に規定する一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた法人であること。
 - ② 仕様書に掲げる条件を満たす者であること。

3. 申込書等の提出期限及び場所

参加を希望する者は、上記2. に掲げた条件を満たす場合には、提出期限までに申込書等を提出すること。

- (1) 申 込 先 〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
財務省大臣官房会計課契約第二係
電話 03-3581-4111（内線2142）
- (2) 提出期限 令和8年3月16日（月）12時00分まで（必着）
- (3) 受付時間 平日9時30分から12時00分及び13時00分から17時30分
- (4) 提出書類 申込書、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）（写）、事業許可書（写）、運賃及び料金の認可書（写）、当該契約に係る運賃等の見積書、ハイヤーサービス申込み時の連絡先（電話・FAX）一覧（様式自由、連絡先が複数ある場合は優先順位をつけること）、ハイヤーサービスを行う運転手一覧（様式自由、経験年数及び過去5年間の事故・違反の有無を含む、多数の運転手が所属している場合は第一優先連絡営業所等に所属する者）、ハイヤーサービスを行う車両一覧（様式自由、多数の場合は第一優先連絡先営業所等に所属する車両）、指名停止等に関する申出書、誓約書、その他必要である場合は委任状
- (5) 提出方法 申込書等の提出は、次のいずれかの方法により提出すること。
 - ① 紙による提出
紙による申込書等の提出を希望する場合には、上記(1)の場所に提出すること。
 - ② 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による提出

- 郵便等による申込書等の提出を希望する場合は、上記(1)あてに提出すること。
- ③ 上記①及び②以外の方法による申込書等の提出を希望する場合には、上記(2)に示す申込書等の提出期限までに上記(1)の申込先に連絡すること。

4. 申込書等の無効

次の各号に該当する申込書等は無効とする。

- (1) 上記2. に示した公募に参加する者に必要な資格のない者及び参加に関する条件に違反した者の提出した申込書等。
- (2) 参加者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載がない申込書等（代理人が参加する場合は、**参加者の氏名**のほか、代理人の氏名を併せて記入すること。）
- (3) 記載内容を訂正した申込書等であって、その訂正について参加者又は代理人が訂正したことが明らかでない申込書等。
- (4) 参加者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）又は代理人の氏名が明確でない申込書等。
- (5) 申込書等の日付が不明である、又は申込書等の提出期限よりも後の日付が記載された申込書等。

5. 契約者の決定方法

上記申込書等を提出した者のうち、上記2. に掲げた条件を満たす全ての者と契約を締結する。

6. その他

- (1) 申込及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否
要する。
- (3) 契約条項
別添「契約書（案）」による。
- (4) 支払の条件
別添「契約書（案）」による。
- (5) その他
 - ① 本件に参加するために生じる一切の費用は、参加者の負担とする。
 - ② 郵便等により申込書等を送付する場合には、封筒に『ハイヤーの供給に関する請負契約』と朱書きし、書留郵便により上記3. (2) の受領期限までに必着するように送付しなければならない。
 - ③ 本件公募に係る契約は、令和8年度予算が成立し、予算の執行が可能となったときをもって、契約締結日とする。本件の場合には、令和8年度予算が令和7年度内に成立することを前提とすれば、契約締結日は、令和8年4月1日となる。

令和 年 月 日

申 込 書

支出負担行為担当官

財務省大臣官房会計課長 殿

住 所

氏 名

又は

会社名

代表者氏名

代理人氏名

令和8年2月27日付「ハイヤーの供給に関する請負契約」に関する公募について、条件を全て満たすので参加を申し込みます。

添付書類

- ・資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ・一般旅客自動車運送事業許可書の写し
- ・特別区・武三交通圏の一般旅客自動車運送事業運賃及び料金の認可書の写し
- ・当該契約に係る運賃等の見積書
- ・ハイヤーサービス申込み時の連絡先（電話・FAX）一覧（様式自由、連絡先が複数ある場合は優先順位をつけること）
- ・ハイヤーサービスを行う運転手一覧（様式自由、経験年数及び過去5年間の事故・違反の有無を含む、多数の運転手が所属している場合は第一優先連絡先営業所等に所属する者）
- ・ハイヤーサービスを行う車両一覧（様式自由、多数の場合は第一優先連絡先営業所等に所属する車両）

所 属	氏 名	電話番号	メールアドレス

(※名刺を添付することで、記載を省略することができる。)

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

代理人住所

所属（役職）

氏 名

当社は_____を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1. 委任事項 「ハイヤーの供給に関する請負契約」に係る参加申込に関する一切の権限

2. 委任期間 令和 年 月 日
(申込書等提出日)

所 属	氏 名	電話番号	メールアドレス

(※名刺を添付することで、記載を省略することができる。)

令和 年 月 日

指名停止等に関する申出書

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

令和8年2月27日付「ハイヤーの供給に関する請負契約」に関する公募に
当たり、当社は、各省各庁から指名停止を受けていないことを申し出ます。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別添役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

財務省大臣官房会計課長 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※ 添付書類：役員等名簿

役員等名簿

法人(個人)名:

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別	住所
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官財務省大臣官房会計課長 ○○ ○○ (以下「甲」という。)と、【契約相手方】(以下「乙」という。)とは、次の条項によりハイヤーの供給に関する請負契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行するものとする。

(本契約の目的)

第2条 本契約では、別紙2「仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき行う、ハイヤーの供給(以下「本業務」という。)に関する事項を定めるものである。

2 乙は、本契約の条項に従い、本業務を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

(履行場所)

第3条 業務の履行場所は、次のとおりとする。

東京都千代田区霞が関3-1-1
財務省、国税庁及び甲の指定する場所

(契約期間)

第4条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

(契約金額)

第5条 契約金額は、次のとおりとする。

(1) 乗車料金 関東運輸局長認可料金(配車取消については前日以降に発生した実費額)

(2) 有料道路料金等 有料道路、駐車場等を利用した場合の実費額

2 前項各号の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額とする。

(契約保証金)

第6条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下同じ。)に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、乙に対する弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

(下請け、委託等の禁止)

第8条 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、原則として本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲に協議し、承認を得た場合はこの限りではない。

3 前項ただし書により甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を執らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

4 第2項ただし書により甲が承認した場合でも、乙は甲に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

5 第2項ただし書にかかわらず、乙は、第19条第2項第12号から第16号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。)、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。))及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)とすることができない。

6 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。なお、この場合において、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。

7 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき。

(2) 正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し下請負人等が締結した契約を解除させるためにとりうる措置を講じないとき。

8 前項の場合、乙は甲が実際に被った損害について、第24条に規定する損害賠償責任を免れない。

(応募条件の維持)

第9条 乙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める条件を維持しなければならない。

(秘密の保持)

第10条 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報(書面等をもって甲が乙に提供した情報及び甲の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。)を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

2 乙は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、または使用させてはならない。

3 乙は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

4 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は乙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができる。この場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第24条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

- 5 個人情報に関する取扱いについては、前各項に掲げるほか別紙1の取扱いを遵守しなければならない。
- 6 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

(費用負担)

第11条 本業務の遂行に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(サービス等)

第12条 乙は、業務を行うに当たっては、甲の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。

- 2 乙は、乙の従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切の責任を負うものとする。
- 3 甲は、乙の従事者が不相当と認めたときは、乙に対して従事者の交替を求めることができる。
- 4 乙は業務を行うに当たっては、必要に応じ現場責任者を定め、甲に通知するものとする。

(監督等)

第13条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に乙の本業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせることができる。

- 2 乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
- 3 甲は、第8条第2項ただし書の規定により承認した場合には、乙に対し、本契約上の義務の履行に関して為された乙と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

(事情変更)

第14条 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不相当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。なお、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。

- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

(期間の延長)

第15条 乙は、天災地変その他正当な理由により契約に定める期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲に期間の延長を求めることができる。

- 2 甲は、乙の理由をやむを得ないものと認めたときは、甲が相当と認める日数の期間を延長することができる。
- 3 乙は、仕様書に定める期限までに業務を終了することができないと認めたときは、直ちにその理由及び業務終了予定日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。
- 4 乙の責に帰すべき事由による延期の申し出があった場合、乙は、違約罰として甲に対し、遅延日数に応じ、各業務ごとの契約金額に対して「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）」に定める率の遅延損害金を納付するものとする。
- 5 前項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第24条に規定する損害賠償責任を

免れないものとする。

(検査)

- 第 16 条 乙は、各月経過後、当該期間に係る業務の終了を速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員の検査を受けなければならない。
- 2 甲は乙から前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から 10 日以内に検査を行わなければならない。
 - 3 甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する検査に立ち会うため、乙の要員を派遣しなければならない。
 - 4 乙は、第 1 項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
 - 5 検査の結果不合格の場合、乙は、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上、再度検査を受けなければならない。
 - 6 第 3 項及び第 5 項に係る一切の費用は、乙の負担とする。

(契約金額の請求及び支払)

- 第 17 条 乙は、業務を完了したときは、各月経過後、甲があらかじめ定める書式又は甲に事前に提出してその承認を得た乙の書式による支払請求書をもって、完了した業務に相当する契約金額の支払を別紙 3 のとおり請求するものとする。
- 2 前項の請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
 - 3 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したときは、受領した日から 30 日以内に、乙の金融機関の口座へ振込みにより支払わなければならない。
 - 4 前項の期限内に甲の支払がないときは、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）」の定めるところによる。

(業務完了後における説明等)

- 第 18 条 乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(解除)

- 第 19 条 甲は、自己の都合により、乙に対し 1 か月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。
- 2 甲は、乙に次の各号に該当する事由が生じ、その事由により乙による本契約上の義務の履行に支障が生じると認められるときは、甲は、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
 - (2) 相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
 - (5) 本業務の履行に著しい遅延のあったとき。
 - (6) 第 16 条に規定する再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
 - (7) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (8) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
 - (9) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は

清算に入ったとき。

- (10) 手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
 - (11) 解散の決議をしたとき。
 - (12) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (13) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (14) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (16) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (17) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
 - (18) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
 - (19) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
 - (20) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
 - (21) その他、第17号から第20号に準ずる行為をしたとき。
- 3 甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
 - 4 乙が、本契約で別途定める場合を除き、本契約上の規定に違反した場合には、甲は、第1項の解除をしない場合でも、乙に対して契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
 - 5 前2項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第24条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

（本契約の任意解約等）

- 第20条 甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。
- 2 甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。
 - (1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用
 - (2) 本契約の一時中止又は打切りの場合 当該時点までに乙に発生した合理的な費用
 - 3 前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなる問わぬ金銭を要求することができないものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

- 第21条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条若しくは第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項若しくは第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第22条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項、第2項又は第20条の2から第20条の6の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第7条の9第1項又は第2項の規定による納付命令（独占禁止法第7条の3第1項、第2項又は第3項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法

第63条第2項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。)

- (2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、第24条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

(調査)

- 第23条 甲は必要と認める場合には、期限を示して、乙にその業務若しくは資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者(甲と契約関係にある公認会計士等を含む。)を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。
- 2 乙は、前項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。
 - 3 第1項の規定による報告若しくは資料の提出又は調査に関して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、甲は、乙に対して、契約金額の100分の30に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。
 - 4 前項の場合において、乙は、甲が実際に被った損害について、第24条に規定する損害賠償を免れないものとする。

(損害賠償)

- 第24条 乙は、債務不履行に基づき甲に損害を与えた場合は、甲に対し、一切の損害を賠償するものとする。
- 2 前項の損害には、甲が乙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において甲が国民等に支払を要する金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

(賠償金等の徴収)

- 第25条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ「国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)」に定める率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ「国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)」に定める率で計算した額の遅延損害金を徴収する。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

る。

(紛争の解決)

第 27 条 本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲と乙双方ともこれに服するものとする。

2 前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙の平等の負担とする。

(法律、規格等の遵守)

第 28 条 乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

(人権尊重努力義務)

第 29 条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(補則)

第 30 条 本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲と乙で協議して決定するものとする。

本契約の締結の証として、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関 3-1-1
支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長

〇〇 〇〇

乙 【契約相手方】

個人情報に関する取扱い (第10条第5項)

(定義)

第1条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であつて当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの(当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。)として甲が指定する情報をいう。

(秘密保持)

第2条 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によつても個人情報を第三者(乙の子会社(会社法第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下同じ。)に開示又は提供等してはならないものとする。

2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等((以下「事故等」という。)故意、過失を問わない。)を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の使用)

第3条 乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

(複製等)

第4条 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であつて、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

(管理)

第5条 乙は、個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

(1) 個人情報の取扱い責任者

(2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者

(3) 個人情報の授受、移送方法

(4) 個人情報の保管場所及び保管・管理(以下「保管等」という。)の方法

(5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法

(6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容

(7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に

従事する者（以下「従業員等」という。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（個人情報の取得）

第6条 乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

（問合せ等）

第7条 乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

（個人情報の返還）

第8条 乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

（事故発生時の対応等）

第9条 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

（再委託の取扱）

第10条 乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙1と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

（監査）

第11条 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。

- 2 甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙1上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。
- 3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。
- 4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

仕様書

1. 件名

ハイヤーの供給に関する請負契約

2. 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3. 業務内容

- (1) 財務省及び国税庁（以下「財務省等」という。）の要請に応じ、運輸局に認可された料金にてハイヤーサービスを提供すること。天候・時間帯を問わず、事前の大規模な要請はもとより、当日の小規模な要請にも対応することを前提とする。
- (2) 財務省等が随時指定する日時及び場所にハイヤーを配車すること。
- (3) 配車台数の増減には柔軟に対応すること。
- (4) 配車の事前予約には柔軟に対応すること。
- (5) 財務省等が指定する場所から別の財務省等が指定する場所までハイヤーサービスを提供すること。
- (6) 中型車から優先的に配車することとし、大型車を配車するときは、事前に財務省等にその旨を連絡し指示を受けること。
- (7) 運転手は、普通自動車運転免許第二種を取得済みで、都内の道路事情に精通していること（住所情報のみでスムーズに目的地に到着できることとする）。また、過去5年間無事故・無違反であり、時間を厳守する者であること。

4. 車種・車格

- (1) 提供する車両はグリーン購入法適合車を優先的に配車するものとする。
- (2) 受注者の配車するハイヤーは、関東運輸局長発行の認可書に規定する中型車又は大型車で、排気量1,900cc以上のものとする。
- (3) 受注者の配車するハイヤーはETCを標準装備しているものとする。
- (4) カーナビゲーションシステムを標準装備していることが望ましく、保有している車両を優先的に配車するものとする。

5. その他の条件

- (1) 以下の自動車任意保険を付保すること。
対人賠償 無制限
- (2) 受注者は、業務中に発生した人身、対物、車両等の事故による損害及び財務省等の乗員等が被った損害、その他全ての損害に対し賠償責任を負うものとする。
- (3) 財務省等から配車の要請があった場合、メール・FAXの場合はすぐに依頼者宛に内容確認の電話をした上で、また、電話の場合は、配車時間、訪問先住所・名称等を聞き取った上で、行く先までのルートの設定・所要時間の設定、依頼者宛

の報告など必要な準備を行うこと。受注者の事務所と運転手の間の連絡を密にし、財務省等が受注者の事務所に伝えた情報は、漏れなく運転手に伝えること。これを怠った場合は、財務省等と受注者が双方協議の上、運転手交代、受付体制再構築など必要な措置を講ずることができる。

(4) 車載電話は、通信上問題のない機種を採用すること。また、連絡が取れないことが頻発する場合には、受注者は、運転手に電波受信面で問題のない携帯電話端末を持たせ、また、つながりやすいところに待機させるなど必要な措置を講ずること。

(5) 請求

① 1か月分の利用に基づく利用明細書及び請求書を、次に定める宛先ごとに作成し、財務省等に提出すること。

- ・官署支出官 財務省大臣官房会計課長
- ・官署支出官 国税庁長官官房会計課長

② 請求明細に距離又は時間の、いずれか採用した単位で計算した、1日ごとの請求額を明記すること。

③ 有料道路料金、駐車場料金及び車載電話使用料を除いたハイヤーの燃料、車両の修理費用、車両の部品交換費用、自動車強制保険、自動車任意保険等その他一切の費用は受注者の負担とする。有料道路料金（E T Cを含む）、駐車場料金及び車載電話使用料の財務省等への請求は、原則として財務省等が利用している時間帯（駐車場料金については待機時間中を含む）を対象とし、利用月ごとの請求書に日付、料金及び区間等を明記して精算すること。なお、財務省等の要望があった時には証拠として、有料道路料金、駐車場料金及び車載電話使用料に係る領収書等及び、E T C利用明細書等の写しを提出すること。ただし、E T C利用明細書等の写しの提出に技術的に問題がある場合は、日付、区間、金額が明記された証明書を発行することで代えることができるものとする。

④ 時間又は走行距離の算定方法については認可書に掲げられている認可料金の算定基準に準じて算出するものとする。

⑤ 業務の履行中に自動車事故、その他の理由により、業務の継続が不可能となった場合には、当該業務はなかったものとする。

6. 仕様の変更について

契約期間内において、財務省等が必要があると認めるときは、当仕様及びその他の条件を変更することができるものとする。この変更の内容及びその他の措置については、財務省等と受注者が双方協議の上、書面によりこれを定める。

以上

契約金額の支払い及び請求書の送付

受注者は当該月の業務完了後、請求書及び内訳書を下記の支出負担行為担当官ごとに提出すること。なお、請求書を受領した後の支払処理は、下記の支出負担行為担当官の所属する組織の官署支出官が各々行う。また、契約書に定める遅延利息が発生した場合についても、下記の支出負担行為担当官の所属する組織の官署支出官が各々行う。

省庁名	支出負担行為担当官	請求方法		
		請求書作成単位	提出方法	提出先
財務省	財務省 大臣官房会計課長	財務省	当該月業務完了 後提出	財務省 大臣官房会計課 契約第二係
国税庁	国税庁 長官官房会計課長	国税庁	当該月業務完了 後提出	国税庁 長官官房会計課 契約第一係